

議案第 36 号

みよし市下水道条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、アナログ規制の見直しに伴い必要があるからである。

みよし市下水道条例の一部を改正する条例

みよし市下水道条例（昭和 6 2 年三好町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者<u>を選任している業者</u>として規則で定めるところにより市長が指定したものが行わなければならない。	(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者<u>が専属する業者</u>として規則で定めるところにより市長が指定したものが行わなければならない。